

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日休むとき  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 保険医の登録
- 保険薬剤師の登録
- 土地改良区の役員の退任
- 土地改良区の役員の就退任(二件)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
- 保安林の指定の解除予定(三件)
- 遊技機の型式の認定

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本辰彦	鳥医第三、二六〇号	昭和六十年七月四日
谷口晋一	鳥医第三、二六一号	"
渡部雅史	鳥医第三、二六二号	"
平井章三	鳥医第三、二六三号	"
衣川 徹	鳥医第三、二六四号	"
松岡 達	鳥医第三、二六五号	"
太田原 顕	鳥医第三、二六六号	"
飯田武親	鳥医第三、二六七号	"
前田直人	鳥医第三、二六八号	"
福谷幸二	鳥医第三、二六九号	"

昭和六十年七月二十三日

高須 宣行	澤田 隆	金子 徹也	塩田 摂成	樹下 忍	川口 孝一	高須 淳司	小林 義春	坂元 俊文	加藤 徹	土屋 守	高田 照男	植野 誠	草壁 由香	吾郷 浩厚	鱒岡 直人
鳥医第三、二八五号	鳥医第三、二八四号	鳥医第三、二八三号	鳥医第三、二八二号	鳥医第三、二八一号	鳥医第三、二八〇号	鳥医第三、二七九号	鳥医第三、二七八号	鳥医第三、二七七号	鳥医第三、二七六号	鳥医第三、二七五号	鳥医第三、二七四号	鳥医第三、二七三号	鳥医第三、二七二号	鳥医第三、二七一号	鳥医第三、二七〇号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第七百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

南崎 剛	河村 秀樹	佐々木 勇二	嶋田 一徳	齋藤 鉄郎	足立 芳樹	久野 宣年	石田 玄	高瀬 靖	鍵本 比呂志	正木 直子
鳥医第三、二八六号	鳥医第三、二八七号	鳥医第三、二八八号	鳥医第三、二八九号	鳥医第四八五号	鳥医第三、二九〇号	鳥医第三、二九一号	鳥医第三、二九二号	鳥医第三、二九三号	鳥医第三、二九四号	鳥医第三、二九五号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

澤 田 隆	鳥医第三、二八四号	"
高 須 宣 行	鳥医第三、二八五号	"

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加藤 圭二	鳥薬第五八一号	昭和六十年七月一日

鳥取県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 遠 藤 国 雄 東伯郡大栄町大字亀谷九九一五

昭和六十年五月二十三日退任

鳥取県告示第七百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した

業員の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 市五郎 鳥取市覚寺四一〇

岩 田 光 雄 " 浜坂三七二

山 根 毅 清 " 四五六

米 原 寿 幸 " 三八五

森 田 鶴 男 " 四五二

青 木 和 矩 " 覚寺四〇九

坂 田 伸 顕 " 浜坂四六一

田 中 一 朗 " 覚寺三九九

監事 砂 川 照 雄 " 浜坂四一四

武 内 勝 己 " 四一九

平 井 基 義 " 覚寺四二二

昭和六十年六月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 米 原 嘉 博 鳥取市浜坂四四一

前 田 幸 雄 " 四四八

須 崎 弘 行 " 三三八

橋 本 和 子 " 三七四

米原章吉 四四六  
 西村宣美 覚寺四四〇  
 宮脇弘 三八三  
 宮脇陽雄 四一八  
 山根敬清 浜坂四五六  
 森田一成 四五二  
 平井基義 覚寺四二二

昭和六十年六月十二日就任 任期二年

鳥取県告示第七百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所  
 理事 中島 健 西伯郡岸本町上細見六六二

石本 滋 立岩二八一  
 松田喜治 吉定六六〇―一二  
 野口善也 四三一  
 野坂勉 岸本二九〇

井本宏美 押口一六〇―一  
 勝部 亮 遠藤二五  
 坂根喜之 米子市石州府四二〇  
 船越丈夫 福万二九六  
 田渊正春 二一三  
 伊達 功 尾高一二〇七  
 伊達光正 一一六八

昭和六十年四月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 福永春二 西伯郡岸本町上細見六五五

石本 滋 立岩二八一  
 松田喜治 吉定六六〇―一二  
 野口善也 四三一  
 野坂勉 岸本二九〇  
 井本宏美 押口一六〇―一  
 勝部 喬 遠藤三六七  
 高橋 順 米子市石州府四二一  
 船越丈夫 福万二九六  
 福島康孝 一八三  
 伊達 功 尾高一二〇七  
 伊達光正 一一六八

昭和六十年四月十九日就任 任期四年

“ 松田 善治 “ 吉定六六〇―二  
 “ 野口 善也 “ 四三一  
 “ 野坂 勉 “ 岸二九〇

鳥取県告示第七十七号

智頭町が行う土地改良事業に係る久志谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年七月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
智頭町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

“ 伊達 光正 “ 一二六八  
 昭和六十年四月十九日就任 任期四年

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡赤碓町大字尾張字ハツタヒ三七一の三・大字中村字大藤谷奥西平六五〇の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四三の四、五五四三の五

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

漁港施設用地とするため

鳥取県告示第七百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町福尾字白河七〇九・七一四・七一六・七一七（以上四筆

について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパーボウラー	京楽産業株式会社
	ファイヤーセX	株式会社瑞穂製作所
	マイジュークボックス／パートI	マルホン工業株式会社
	ファイバー10スペシャル	株式会社三共
アレンジボール遊技機	コスモス1号1AE	太陽電子株式会社

び 行 当 せ